

2004年 9月 9日

看護職員需給見通しに関する検討会 御中

日本医療労働組合連合会

安全でゆきとどいた看護を実現する需給見通しの策定を求める要請

いま看護の現場は、医療事故防止・安全確保のための体制整備、在院日数短縮による患者の重症化などによって、かつてなく過酷な実態となっています。看護職員の8割が慢性疲労、7割が健康不安を訴え、7割近くが辞めたいと思っているという深刻な状況です。そして、患者も十分な看護を受けられず、我慢を強いられています。

看護現場の深刻な実態を改善し、安全でゆきとどいた看護を実現するためには、少なくとも200万人以上看護体制を早急に構築することが必要（別紙積算のとおり）です。

よって、下記の点を反映して、看護職員需給見通しを策定されるよう強く求めるものです。

記

1、入院日数短縮等による深刻な過密労働を解消し、安全でゆきとどいた看護を実現するため、看護職員の配置を抜本的に増やすこと

一般病床は、日勤は患者4人に1人以上、夜勤は10人に1人以上の配置とすること

一般病床以外の入院は、日勤は4人に1人以上、夜勤は20人に1人以上の配置とすること

外来は、看護職員1人が1日に対応する患者数を、病院20人、診療所30人とすること

手術室は、手術台1台につき3人以上の配置とすること

2、安全な看護を保障するため、確認作業や委員会・研修等に必要の人員増を盛り込むこと

3、不払い時間外労働など労基法違反を一掃し、夜勤月6日(当面8日)以内、権利諸休暇や育児休業、夜勤免除の保障など、看護職員の過酷な労働条件を改善する人員増を見込むこと

4、医療・看護の必要性が高まっている介護・福祉施設については、夜間も含め、看護職員がいない時間帯をつくらない人員配置を保障すること

5、看護職員の確保は、人員増・労働条件改善による離職防止を基本にするとともに、公的責任による必要な養成数の確保を具体化すること

6、看護・労働実態調査を実施するとともに、現場看護職員や医労連等からのヒヤリングをおこない、現場の声に基づいて策定作業をすすめること

7、需給見通しの内容は、患者と看護職員の置かれた過酷な実態の具体的な改善計画、そのための人員確保計画とすること

以 上

別紙 必要人員の具体的な算定（200万人以上看護体制の根拠）

・基本的な考え方

（１） 医療事故をなくし、安全でゆきとどいた看護を実現することは、患者・国民と看護職員の共通・切実な要求である。安全を保障する看護体制・人員増への改善が第一義的課題となっている。

（２） 入院日数短縮などの中で、看護職員は限界を超えた過密労働にさらされ、心身ともに疲れ果てている。バーンアウト・健康破壊が進行し、患者の安全も大きく脅かされている。安全のためにも、看護職員の超過密労働を解消する人員増が求められている。

（３） 看護の現場は、数時間の時間外労働が常態化し、時間外手当不払い年休など労基法違反が横行している。労基法違反を一掃し、看護職員のまともな労働条件を保障する人員配置、看護職員が生き生きと働き続けられる職場をつくる必要がある。

（４） 在宅や介護・福祉など、看護職員が必要とされる領域が大きく広がっている。在宅や介護などの分野でも、高まる看護の必要性に対応した人員配置が求められている。

・具体的な必要人員の積算

（１）一般病床

基準：日勤は患者４人に１人、夜勤は患者１０人に１人の看護職員の配置

権利諸休暇等の取得を保障する人員配置（シフト勤務のため、保障がなければ休めない）

見込む休み 157 日（土日、祝祭日、年休 20、生理休暇 13、年末年始・夏季 8 でダブリ除く）

1 病棟当りの積算（40 床で積算したが、患者対比の配置基準なので、最終結果は基本的に同じ）

$(4人 + 4人 + 10人) \times \{365日 \div (365日 - 157日)\} = 32 + 師長 = 33人$

全体の必要人員 $33人 \times (98万床 \div 40床) = 808,500人$ 80万8千5百人

（２）一般病床以外の入院

基準：日勤は患者４人に１人、夜勤は患者２０人に１人の看護職員の配置

権利諸休暇等の取得を保障する人員配置（上記と同様 157 日の休みを見込む）

1 病棟当りの積算（40 床で積算した）

$(2人 + 2人 + 10人) \times \{365日 \div (365日 - 157日)\} = 25 + 師長 = 26人$

全体の必要人員 $26人 \times (66万床 \div 40床) = 429,000人$ 42万9千人

（３）病院の外来

基準：看護職員 1 人が 1 日に対応する患者を 20 人とする

年間診療日は 295 日とし、権利諸休暇等の取得を保障する

必要人員の積算

$$(220 \text{ 万人} \div 20 \text{ 人}) \times \{295 \text{ 日} \div (365 \text{ 日} - 157 \text{ 日})\} = 156,010 \text{ 人} \quad \underline{15 \text{ 万} 6 \text{ 千人}}$$

(4) 診療所の外来

基準：看護職員 1 人が 1 日に対応する患者を 30 人とする

年間診療日は 295 日とし、権利諸休暇等の取得を保障する

必要人員の積算

$$(450 \text{ 万人} \div 30 \text{ 人}) \times \{295 \text{ 日} \div (365 \text{ 日} - 157 \text{ 日})\} = 212,741 \text{ 人} \quad \underline{21 \text{ 万} 3 \text{ 千人}}$$

(5) 病院のその他部分の必要人員 15 万人

手術室については、手術台 1 台に 3 人の配置とし、長時間労働の解消をはかる
安全対策や教育関係を中心に、看護部長室も含め、若干の増を見込む

(6) 診療所の有床部分の加算 12 万 3 千人

夜間の看護職が配置できるように加算する

$$(1 \text{ 人} + 1 \text{ 人} + 2 \text{ 人}) \times \{365 \text{ 日} \div (365 \text{ 日} - 157 \text{ 日})\} \times 17,500 \text{ ヶ所} = 122,836 \text{ 人}$$

(7) 介護・福祉関係の施設 25 万人

老人保健施設、特別養護老人ホームには複数夜勤者を配置する 10 万人

医療の必要が高く、夜間も看護職員の空白をつくらないために、各施設 16 人配置で積算

社会福祉施設には複数配置を見込む 5 万人

在宅介護支援センターやデイサービス、訪問など通所・在宅関係 10 万人

(8) 訪問看護ステーション 10 万人

訪問看護事業の増進を見込む

(9) その他 10 万人

保健所・市町村 5 万人、看護学校 1 万人、企業など

以　　上